

## 監査公表第21号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年2月5日

新城市監査委員 原 義弘  
新城市監査委員 下江洋行

### 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

#### 記

#### 第1 監査の対象

財政援助団体 新城市観光協会  
団体の所管課 産業振興部観光課

#### 第2 監査に当たった監査委員

原 義弘、下江洋行

#### 第3 監査の期間

令和2年12月18日～令和3年2月4日

#### 第4 監査の方法

新城市観光協会の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

所管課に対しては、補助金に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

#### 第5 監査の結果等

##### 1 監査対象団体の概要

新城市観光協会は、観光事業の振興を図り、会員の福利増進とまちづくりの推進に寄与することを目的に設立された団体である。

##### (1) 役員数（令和2年12月末現在）

理事44名（うち会長1名、副会長2名）、監事2名

##### (2) 事務局体制（令和2年12月末現在）

事務局長1名、書記2名、臨時職員3名

##### (3) 事業

観光情報の収集及び提供に関する事、広報宣伝に関する事、部会の運営に関する事、振興育成事業に関する事、その他この協会の目的を達成するために必要なこと。

## 2 監査対象事業について

### 補助事業等

#### 令和元年度

新城市観光協会補助金 22,685,000円

#### 令和2年度

新城市観光協会補助金 24,705,000円

## 3 監査の結果

補助事業については、補助金の交付目的に沿って適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

### 【新城市観光協会】

#### 指摘事項

- 1 長年の懸案事項が解決されないのは、現在の観光協会の組織体制では対応に無理があると思われる。観光協会の組織体制を早急に整備されたい。
- 2 会計処理について、支払いや収入の会計帳票はシステム入力した後で出力した伝票により決裁処理されている。会計行為を決定する時期は事前に行うことが望ましい。処理の在り方を検討され、明確な運用規定を整備されたい。
- 3 通帳と印鑑の管理については、単独の職員での管理、運用は好ましくないため、印鑑の管理については責任者がしっかりと管理されるよう、運用方法を検討されたい。

#### 意見

- 1 昨今では観光情報をスマートフォンにより得る状況となっている。観光協会のホームページもそれに対応しやすいよう、在り方を検討されたい。
- 2 4つの部会について、会議が開かれたのは年1回、もしくは開かれていない状況である。最低年1回は開催し、会員の協会に対する意識の強化に努められたい。
- 3 繰上充用金処理について、現在のやり方が妥当なのか検討されたい。

### 【産業振興部観光課】

#### 指摘事項

長年の懸案事項が解決されないのは、現在の観光協会の組織体制では対応に無理があると思われる。観光協会の組織体制を早急に整備されたい。

#### 意見

各観光地において駐車場の不足が課題となっている。近隣住民や通行車両への影響が大きいため、駐車場の整備について検討されたい。